

○経済産業省告示第百二十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

- 令和三年十二月二十三日
1 次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少
番号 金融機関名 住所
一 金沢信用金庫 石川県金沢市南町一番一号
二 備前日生信用金庫 岡山県備前市伊部千六百六十番地の七

2 指定期間
市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和四年一月一日から同年六月三十日までとする。

○国土交通省告示第千五百四十三号

船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五條第三項及び第五十三條第三項の規定に基づき、船舶油濁等損害賠償保障法第四十五條第三項及び第五十三條第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十二月二十三日
船舶油濁等損害賠償保障法第四十五條第三項及び第五十三條第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示
船舶油濁等損害賠償保障法第四十五條第三項及び第五十三條第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Rows list insurance companies like 船船油濁等損害賠償保障法 and 船船油濁等損害賠償保障法.

附則

この告示は、公布の日から施行する。
○東北地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、告示する。

- その関係図面は、令和三年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十二月二十三日
道路の種類 一般国道
路線名 四号

(三) 道路の区域

Table with columns: 区, 間, 変更前, 後別, 敷地の幅員, 延長. Includes data for 二戸市金沢字山道一七番一から青森県三戸郡三戸町.

○東北地方整備局告示第百二十三号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 路線名, 供用開始の期日, 供用開始の区間, 図面縦覧場所. Includes data for 二戸市金沢字山道四六番一から青森県三戸郡三戸町目時.

○関東地方整備局告示第百二十号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 区, 間, 変更前, 後別, 敷地の幅員, 延長, 備考. Includes data for 甲府市富竹二丁目四九八番四地.

○中部地方整備局告示第百四十六号
図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

Table with columns: 一 施行者の名称, 二 都市計画事業の種類及び名称, 三 事業施行期間, 四 取用の部分, 変更なし. Includes data for 岐阜県 平成二十九年中部地方整備局告示第百三十三号.

○近畿地方整備局告示第百二十三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七條第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

- その関係図面は、令和三年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十二月二十三日
近畿地方整備局長 東川 直正